

2024 年度 神戸市防犯カメラ更新設置補助事業 【募集要項及び利用の手引き】

※本書は、補助事業を適切に利用していただくための
手引きです。
申請をご検討の際には、必ずご一読ください。

防犯カメラ設置補助事業を活用して設置したカメラを更新する際の費用の一部を補助します。

-----お知らせ-----

本市では、これまで神戸市カメラ（市直営カメラ）を約 2,500 台設置し、管理・運用を行ってきましたが、2024 年度より 3 カ年計画で、さらに約 2,500 台を増設する予定です。

これに伴い、防犯カメラ補助事業については、①新規設置補助の 2024 年度限りでの終了、②更新設置補助、修繕費補助の 2025 年度以降の制度見直しを現在のところ予定しています。詳細は決まり次第お知らせいたします。

1. 補助の内容

- (1) 申請期間 2024年4月1日(月曜)～2025年1月31日(金曜)
※予算上限(700カ所分)に達し次第、終了となります。
- (2) 補助対象団体 2010(平成22)～2017(平成29)年度に防犯カメラ設置補助事業を活用して、防犯カメラを設置した地域団体
- (3) 補助額 1カ所あたり上限11万円
- (4) 補助箇所数 1団体あたり上限20カ所
※この補助制度での「1カ所」とは、独立した防犯カメラシステム一式をいいます。例えば、ある場所で撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置し、1台のレコーダーに接続する場合も1カ所とします。
- (5) 補助対象経費 防犯カメラ設置補助事業により設置した防犯カメラの更新(購入、取付、撤去等)に係る経費
※防犯カメラの更新と併せて、映像記録機器(レコーダー)や防犯カメラ設置を明示する標識を更新する場合は、その費用も補助対象経費となります。

(6) 主な補助要件

- ・防犯カメラの設置が完了した日の属する会計年度終了後、6年を経過していること。
⇒2024年度は、2010(平成22)年～2017(平成29)年度に兵庫県または神戸市の防犯カメラ設置補助事業を活用して設置した防犯カメラが対象になります。
- ・防犯カメラとしての機能を維持することが困難な状態にあること。
- ・道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所を撮影するものであること。
- ・防犯カメラ設置場所に、防犯カメラで撮影している旨を表示する標識を明確かつ適切な方法で表示すること。
- ・防犯カメラの機能要件(レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。)

以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。

- ① カメラの有効画素数が720×480画素以上であること。
- ② カラー画像であること。
- ③ 作動時間が1日24時間であること。
- ④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能(被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨)があること。
- ⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。



・映像記録機器(レコーダー)の機能要件

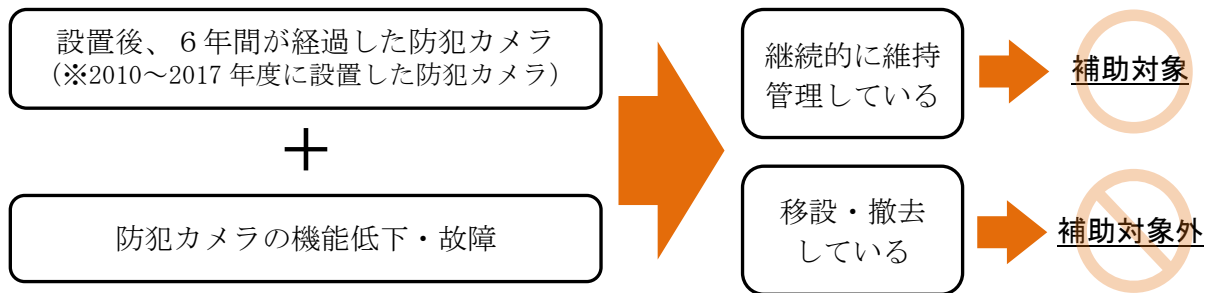
以下に掲げるすべての要件を満たす映像記録機器(レコーダー)であること。

- ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。
- ② 記録間隔が1秒間に4コマ(4FPS)以上であること。
- ③ 720×480画素以上での記録ができること。
- ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。

2. 注意事項

以下にあてはまる場合は、補助対象外になります。

- ・補助を受けて新たに設置した防犯カメラを移設や撤去、撮影場所を変更している場合
- ・修繕等の維持管理に要する経費である場合
- ・私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、駐輪場）の管理目的である場合
- ・映像記録機器（レコーダー）等の防犯カメラに付属する設備のみの更新である場合
- ・過去に本補助金を受けて更新（取替え）をした機器である場合



3. 申請書類

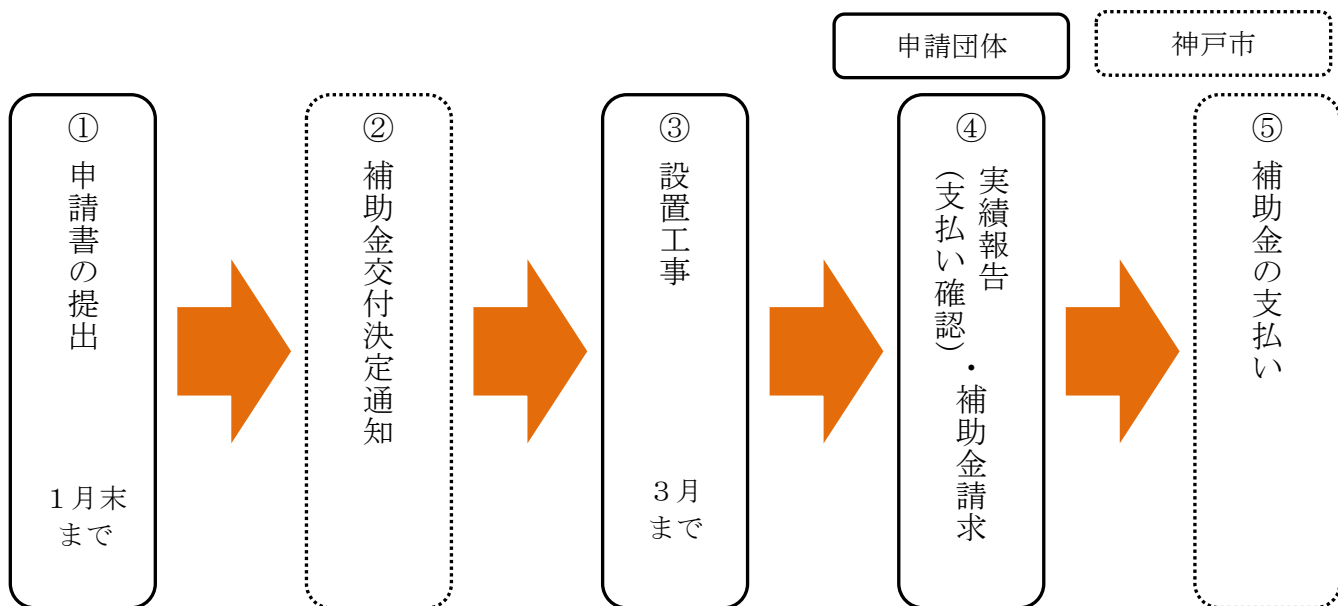
	書類名
1	補助金交付申請書
2	防犯カメラ更新設置計画書（総括表）
3	防犯カメラ更新設置計画書（個票）
4	見積書のコピー（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費）
5	仕様書のコピー（カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの）
6	地域合意書及び維持管理誓約書
7	写真（現在の設置状況が分かるもの）
8	申請団体（補助金振込先）の通帳のコピー

★提出先：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市危機管理室防犯対策担当

4. 遵守事項

- (1) 申請後、書類内容を確認した上で、3週間程度で「補助金交付決定通知書」を送付いたします（混雑状況により前後します）。「補助金交付決定通知書」が届くまでは、防犯カメラの設置工事に着手しないようにお願いします。
- (2) 「防犯カメラ撮影中」など、防犯カメラで撮影している旨を明示するプレート（シール）が未設置の場合は必ず設置していただきますので、ご準備をお願いします。
- (3) 2025年3月31日までに防犯カメラの設置工事を完了してください。
- (4) 現状の防犯カメラと同じ撮影範囲になるように防犯カメラの取り換え工事をしてください。防犯カメラの向きを変えての更新設置は補助対象外になります。

5. 補助金交付までの流れ



— お願い —

防犯カメラ設置補助事業を利用して設置した防犯カメラについて、設置電柱の抜柱や家主の変更等やむを得ない理由で移設や撤去が必要となった場合は、事前に危機管理室へご相談ください。

問い合わせ

神戸市総合コールセンター

電話：0570-083330 または 078-333-3330 (年中無休、8:00~21:00)

FAX：078-333-3314

申請窓口

神戸市危機管理室 (〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号)